

保護者のみなさんへ

高校等入学資金の貸付について

大阪府育英会では、教育の機会均等を図るため、高校等の入学時に必要な資金(入学資金)の調達が困難な場合に、無利子で資金を貸し付けします。

● 貸付限度額

区 分	国・公立学校	私立学校
高 等 学 校	50,000円以内	250,000円以内
専 修 学 校 (高 等 課 程)	—	250,000円以内

申込にあたっては、将来の返済計画をしっかりと持ち、どのくらいの資金が必要かをよく考えて、借りすぎないようにしてください。

● 申 込 資 格

(1) 平成21年4月に学校教育法による次の学校 (**通信制課程を除く。**) へ入学を希望する者の保護者(※)であり、大阪府内に住所を有すること。

- ア 高等学校(特別支援学校「盲学校、聾学校又は養護学校」の高等部を含む)
- イ 高等専門学校
- ウ 専修学校(高等課程)修業年限1年以上の学科

※保護者とは、父母、祖父母または入学を希望する者の生計を支えかつ学資を負担する者をいいます。

(2) 父母等保護者の平成20年度住民税の課税標準額(課税総所得金額)の**合算が次の金額以下であること。**

区 分	課 税 標 準 額 (課税総所得金額)	総収入(税込)のめやす(4人標準世帯)
国・公立学校	167万6千円以下	約 550万円以下
私 立 学 校	356万円以下	約 800万円以下

※①住民税の課税標準額とは総所得金額から扶養控除等の所得控除額を差し引いた所得金額をいいます。(課税総所得金額ともいいます。)

※②予算の範囲内で、課税標準額の低い方から貸付の決定しますが、平成19年度は、課税標準額149万円以下の方が決定となりました。(標準4人世帯の総収入のめやすは約520万円)

● 申 込 手 続

申込手続はすべて在学(出身)学校等を通じて行ってください。

(1) 在学(出身)高等学校等から、入学資金貸付申込書等の交付を受けてください。

(2) 申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて期日までに学校へ提出してください。

● 申 込 期 限

在学(出身)学校等に問い合わせてください。

● 資 金 の 振 り 込 み

1月下旬頃に貸付けの決定通知を行い、その後、入学資金借用証書(印鑑登録証明書を添付)及び合格通知書等の提出により申込者の預貯金口座に振り込みます。

● 返 還

平成21年10月から、月賦、半年賦又は年賦のいずれかの方法で金融機関の預貯金口座振替により返還していただきます。

※お問い合わせは、在学する中学校へ

財団法人 大阪府育英会
電 話 06(6357)6272 (ダイヤルイン) 採用貸付課
業務時間 平日 (9:00~17:45)
大阪府育英会ホームページ URL <http://www.fu-ikuei.or.jp>

平成20年11月